



コロナ騒動の中、現在、弊所も台湾特許庁も通常の通り通常業務を続けておりますので、どうかご休心くださいますようお願い申し上げます。皆さま方もくれぐれもご自愛のほどお願い申し上げます。

TIPLO News

2020年9月号(J253)

このニュースレターは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースレターだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト www.tiplo.com.tw もぜひご活用ください。

今月のトピックス

- 01 台韓間の特許手続上の生物材料寄託に係る相互協力プログラム 2020年9月1日から実施
- 02 特許出願第三者意見作業要点、2020年9月1日から施行
- 03 知的財産局が商標代理人制度を推進、商標法一部条文改正案の公聴会を開催

台湾知的財産権関連判決例

01 公平交易法関連

前訴訟において前行政処分の違法による取消判決が確定している場合、前行政処分を基礎とする後行政処分を対象として提起した後訴訟に対して、裁判所は前訴訟の確定判決を基礎として判決しなければならない。

今月のトピックス

J200901Y1

01 台韓間の特許手続上の生物材料寄託に係る相互協力プログラム 2020年9月1日から実施

台湾は2015年に日本と、2017年に英国と、それぞれ特許手続上の生物材料寄託に係る相互協力プログラムを始動したのに続いて、韓国とも2020年8月に「特許手続上の生物材料寄託に係る相互協力に関する覚書」を締結し、9月1日から実施して、海外との生物材料寄託効力に関する相互承認の範囲を拡大した。

本協力プログラムが実施されたことにより、知的財産局は韓国特許庁の指定する寄託機関に対する生物材料寄託を承認し、韓国特許庁も知的財産局が指定する寄託機関に対する生物材料寄託を承認することとなる。これにより、台湾人が韓国で生物材料関連の特許を出願する場合、又は韓国人が台湾で生物材料関連の特許を出願する場合は、近い場所で生物材料を寄託するだけでなく、双方の特許出願人による寄託手続きが簡素化され、海外への寄託で生物材料が不安定になることを回避でき、さらには重複して寄託する経費を削減できる。

現時点で知的財産局が指定している寄託機関は財団法人食品工業発展研究所（FIRDI）、韓国特許庁が指定している寄託機関は韓国微生物資源センター（KCTC）、韓国微生物保存センター（KCCM）、韓国細胞株研究財団（KCLRF）、韓国農業遺伝資源センター（KACC）である。

さらに本協力プログラムの実施前に、台湾人がすでに台湾のFIRDIに寄託してある場合、又は韓国人が韓国特許庁の指定する寄託機関に寄託してある場合、特許出願日が2020年9月1日以降であれば、定められた期限までに寄託証明書の副本（受託証の写し）を提出することで、知的財産局と韓国特許庁に承認され、重複して寄託する必要はない。（2020年9月）

J200901Y1

J200825Y1

02 特許出願第三者意見作業要点、2020年9月1日から施行

知的財産局はニュースリリースにて、「特許の品質向上は知的財産局が追求する目標である。特許出願は出願後18ヵ月で公開され、その時点で関連分野の企業や公衆（即ち第三者）による先行技術情報の提供をいかに強化するのかが、国際的にみても特許権の安定性を確保するのに有益な措置である」と述べている。知的財産局は専利法施行細則第39条規定^{*}に基づく特許審査における公衆審査としての「第三者意見制度」^{**}をより充実させるため、2020年8月25日に「特許出願第三者意見作業要点」を制定公布し、9月1日から施行した。要点を定めることで、公衆の参加手続きを明確に定めるとともに、知的財産局が対外的に開放している専利^{***}検索システムにおいても、意見提供に便利なルートを提供し、さらには公衆から提供された引用文献情報について、出願人への通知と引用文献リストの公開を行って、公衆からの貴重な第三者意見を特許審査の品質向上のために最大限に活用する。

（訳注^{*}：第39条 特許出願について公開から査定までの間に、何人も当該発明は拒絶すべきであると認めたととき、特許主務機関に意見を陳述し、且つ理由及び関連証明書類を付することができる。）

（訳注^{**}：日本の情報提供制度に相当）

（訳注^{***}：専利には特許、実用新案、意匠が含まれる）

この作業要点が施行されることで、出願人、産業界及び知的財産局の三者がいずれも利益を被る局面を創り出せる。

- 一 出願人にとっては、これまで年に約100件に上る第三者からの引用文献提供があったが、提供者の9割は引用文献情報の非公開を要求し、出願人がすぐに参考して許可査定以前に最適な補正を行なえず、後日に無効審判を請求され、出願人が多くの時間と訴訟費用を浪費するという状況が生じていた。今回、第三者意見を提出したという事実を通じて即時に出願人に通知することで、出願人の権益が守られるほか、出願人自身の特許の安定性が高まり、出願人が国内外でパテント・ポートフォリオを構築するのに役立つ。
- 二 関連技術の産業界にとっては、便利な提供ルートや知的財産局が提供する記入範例を通じて、企業や公衆が審査の参考となる先行技術文献及び意見をより容易に提供できるように

なる。また、意見の提出時期も緩和され、出願人が実用新案と特許を同時に申請した場合、実用新案は平均2ヵ月余りで方式審査が完了してしまうため、企業や民衆は18ヵ月後の公開を待つ必要がなく、実用新案が公開された後、関連する先行技術文献及び意見を提出することができる。

- 三 知的財産局にとっては、対外的に公開されている專利検索システムにおいて、便利な意見提供のルートと記入範例を提供することで、第三者の引用文献情報提供に対する意欲が高まり、それによって審査官が先行技術の証拠を掌握する効果も高まり、その後の無効審判に係る行政コストの削減にも役立つ。

全体的にみて、この作業要点の制定は、海外との足並みをそろえるとともに、公衆の特許審査への参加を効率的に促し、特許権者がより低コストで特許権の有効性を確保するのに協力することができ、台湾の特許審査の質をより一層向上させることが期待される。(2020年8月)

J200818Y2

03 知的財産局が商標代理人制度を推進、商標法一部条文改正案の公聴会を開催

知的財産局は2020年8月17日に「商標法一部条文改正案（商標代理人に関連する条文）及び商標代理人登録及び管理弁法草案に関する公聴会」を開催した。

商標法は2011年の改正公布時に商標師（商標専門の弁理士）を商標代理人とする規定が削除されている。その背景には、国内商標代理業務の多くが弁護士や実務経験者によって行われていたことがあった。しかしながら、国内に居所を有する者のみが商標代理人となることができる状況において、（商標代理人の）すべてが商標事務を処理するのに必要な専門能力を有することを期待できず、出願人の各種商標手続きが適切に処理できないという懸念が容易に生じる。商標法を改正して、商標代理人の資格を明文化するとともに、主務機関に登録と管理を委託して、商標代理人が商標業務を行うにあたり、専門知識と職業倫理に基づき、依頼人の権益を保護するとともに、商標の各種手続きを有効に行うという目的を達成できるようにする。

「商標代理人登録及び管理弁法」の制定に合わせて、商標法一部条文改正案における条文では、商標代理人の登録、管理措施等の関連事項の委託に関わる根拠を明確に定める他、商標主務機関が商標代理人名簿の設置、商標代理人の登録や異動に係る事項の記載を行い、商標代理人情報の透明化を図り、対外的に公開するという内容を追加する。さらに労働権を保障する法理に基づいて、現時点で商標代理業務に継続的に従事している労働者は、一定の要件を満たす場合、法に基づき登録して業務執行の継続を認める経過規定条文等を定めて、適用する。(2020年8月)

台湾知的財産権関連判決例

01 公平交易法関連

■ 判決分類：公平交易法

I 前訴訟において前行政処分の違法による取消判決が確定している場合、前行政処分を基礎とする後行政処分を対象として提起した後訴訟に対して、裁判所は前訴訟の確定判決を基礎として判決しなければならない。

■ ハイライト

本件被告公平交易委員会（訳注：公正取引委員会に相当）は、原告凱擘会社が取引相手に対して正当な理由なく差別的待遇を与え、公平交易法（訳注：不正競争防止法及び独占禁止法に相当）第20条第2号に違反したとして、凱擘会社に前処分を下して行政罰に処した。さらに凱擘会社が前処分の趣旨に基づいて期限内に差別的待遇の改善を行わなかったことを理由に、後処分を下して再び凱擘公司を行政罰に処した。凱擘公司は、前処分に対して行政訴訟を提起し、最高行政裁判所による前処分を違法とする判決が下され確定した。凱擘公司は再び後処分に対して行政訴訟を提起し、台北高等行政裁判所は、前処分がすでに違法であることが裁判所

の判決によって確定しており、前処分で課された期限付き改善義務はすでに存在せず、凱擘公司是前処分に基づいて改善する必要はないため、後処分は違法である、と認めた。

II 判決内容の要約

台北高等行政裁判所判決

【裁判番号】106 年訴字第 1650 号

【裁判期日】2020 年 1 月 16 日

【裁判事由】公平交易法

原告 凱擘股份有限公司 (kbro Inc.)

代表者 鄭俊卿 (董事長)

被告 公平交易委員会

代表者 黃美瑛 (主任委員)

補助参加人 全國數位有線電視股份有限公司 (DigiDom Cable TV Co., Ltd.)

代表者 李光漢

主文

原処分を取り消す。訴訟費用は被告の負担とする。

一 事実要約

原告である凱擘股份有限公司 (kbro Inc.) はケーブルテレビ・チャンネルの代理業者 (訳注: 凱擘の公式サイトにはケーブルテレビ事業統括運営会社 (MSO) と記載) であり、原告は補助参加人、大豊有線電視股份有限公司 (DAFENG TV LTD.、以下「大豊公司」)、新高雄有線電視股份有限公司 (NEW-KAOHSIUNG TV LTD.、以下「新高雄公司」)、數位天空服務股份有限公司 (SKY DIGITAL CONVERGENCE SERVICE CO., LTD.、以下「數位天空公司」と 2016 年度のチャンネルライセンス契約について交渉した際に、原告は 2015 年度の取引条件を維持するよう主張した。被告は原告がチャンネルライセンスに係る金額計算の世帯数に関する交渉が、ケーブルテレビ放送施設者の競争参入を妨害し、公平交易法 (以下「公平法」) の規定に違反する事情があったのかを明らかにするため立件して調査した。

被告は調査した結果、原告が新規参入業者に対して放送地区の内政部公告に基づく総世帯数の 15% を金額計算の世帯数の基礎 (最低保証世帯数 Minimum Guarantee、以下「MG」とい、MG の後ろに % を明記する) とし、その他の既存のケーブルテレビ放送施設者に対しては前記の方式で金額を計算しておらず、原告はそれが代理するチャンネルの 2016 年度ライセンス契約交渉において、補助参加人、大豊公司、新高雄公司、數位天空公司のそれぞれに対して、それらの競合者と異なる取引条件を示しており、それは正当な理由がない差別的待遇であり、しかも競争制限のおそれがあるため、公平法第 20 条第 2 項規定に違反していると認め、2016 年 11 月 2 日公処字第 105120 号処分書 (以下「前処分」) を以って、原告に 4100 万新台湾ドルの過料を科すとともに、原処分送達の日から 1 ヶ月以内に前項違法行為を改善するよう命じた (原告は前処分に対して行政訴訟を提起し、当裁判所は 2018 年 6 月 28 日に 105 年度訴字第 1929 号判決を以って原告の訴えを棄却し、最高行政裁判所は 2019 年 10 月 17 日に 108 年度判字第 481 号判決を以って原判決を破棄し、前処分を取り消して、判決が確定した。以下「前別件判決」という)。

その後、被告は原告が前処分により違法行為を改善したか否かの調査を続行し、原告は 2016 年 12 月 16 日から 2017 年 8 月 28 日までの期間に、それぞれ改善案を被告に提出して被告に行政指導を請求するとともに、改善案に対する被告の意見について補足説明を行ったが、被告は依然として、原告が最終的に最低保証世帯数を 10% に引き下げたこと、MG を超えた世帯数に対して優待割引を与えていること、數位天空公司には埋合せ措置の取引条件を与えていること (以下「係争改善案」) から、一部は改善されているものの、差別的待遇は完全に解消されておらず、原告は前処分の趣旨に基づいて違法行為を改善していないと認定し、公平法第 40 条第 1 項後段の規定により、2017 年 9 月 22 日に公処字第 106081 号処分書 (以下「原処分」) を以って原告に 1200 万新台湾ドルの過料を科すとともに、原処分送達の日から 2 ヶ月以内に前項違法行為を改善し、さらに原処分の主文に基づいて行った違法行為改善の証拠を被告に書面で報告するよう命じた。原告はこれを不服として、本件訴訟を提起した。

二 両方当事者の請求内容

- (一) 原告の請求：原処分を取り消す。
- (二) 被告の請求：原告の訴えを棄却する。

三 本件の争点

- (一) 前別件判決ですでに前処分の取消しが確定していることは、本件原処分の合法性に影響するのか。原告が公平法第 40 条第 1 項後段による期限付き改善をいかに認知し実行するかに影響するのか。
- (二) 原告が提出した係争改善案には、なお公平法第 20 条第 2 号規定に違反するおそれがあり、期限までに改善されず、公平法第 40 条第 1 項後段の規定に違反している状況があるのか。
- (三) 原処分の過料に関する部分について、原告に故意又は過失があるのか。
- (四) 原処分を下したことは、被告の業務権限の範囲に入るのか。

四 判決理由の要約

- (一) 公平法第 20 条第 2 号に「以下のいずれかに該当し、競争制限のおそれがあるとき、事業者はその行為を為してはならない。……二. 正当な理由なく、他の事業者に差別的待遇を与える行為。」と規定され、第 40 条第 1 項には「主務官庁は、第 9 条、第 15 条、第 19 条及び第 20 条の規定に違反する事業者に対し、期限を定めてその行為を停止・改善する又は必要な是正措置を講ずるよう命じ、並びに 10 万新台湾ドル以上 5000 万新台湾ドル以下の過料に処すことができる。期限までにその行為が停止・改善されない、又は必要な是正措置が講じられないときは、期限を定めてその行為を停止・改善する又は必要な是正措置を講ずるよう命じ続けると共に、その行為が停止・改善される又は必要な是正措置を講じられるまで、毎回 20 万新台湾ドル以上 1 億新台湾ドル以下の過料に処すことができる。」と規定されている。
- (二) 行政訴訟法第 213 条には「訴訟物が確定した終局判決において裁判されたものには、確定力を有する。」と訴訟物の法律関係が規定されており、確定した終局判決において裁判されたものは、その法律関係について既判力があり、当事者はその確定判決が終結する前に提出した、又は提出できたが提出しなかったその他の攻撃防御方法を以って、新たな訴訟においてその確定判決の趣旨と相反する主張を行ってはならず、裁判所もその確定判決の趣旨に反する裁判を行ってはならない。よって、前行政処分に対して提起された取消し訴訟は、その処分の合法性を以って訴訟物の内容としており、その取消し訴訟が裁判所の実体判決によって行政処分が違法であり行政処分を取り消すことが確定されているときは、その行政処分が違法であることは実質的な確定力（既判力）を有し、その取消し訴訟の当事者はいずれもその拘束を受けべきであり、前行政処分を基礎として行われた後（原）処分に対して提起された後訴訟について、裁判所も確定判決を基礎として判決すべきであり、確定判決の内容と相反する判断をしてはならない。
- (三) 本件被告が行った原処分は、前処分を基礎としており、前処分が違法であることは前別件判決で確定されており既判力を有し、双方はいずれも拘束を受け、原処分は基礎が存在しないため、即ち違法であり、前処分を下した後の状況も原告が故意又は過失により前処分に基づいて改善しなかったとは認めがたい。
 1. 公平法第 40 条第 1 項後段における同法第 20 条の規定に違反する事業者に対して（その行為が停止・改善される又は必要な是正措置を講じられるまで）毎回行政罰に処してもよいという規定をみると、「期限付き改善命令」という行政処分を前提としており、しかも期限付き改善命令という行政処分を設定される行政法上の義務が存在し、且つ違反している場合にはじめて同法第 40 条第 1 項後段により行政罰に処すことができる。即ち本件前処分は前別件判決を経て違法性があることを認められ取消しが決定されており、双方は前別件判決の当事者であり、既判力の拘束を受けべきであり、当裁判所は原処分が前提とする前処分の違法性を審理するときも、相反する判断を行ってはならない。言い換えると、原処分の基礎は即ち前処分が設定した「期限付き改善」という行政法上の義務であり、すでに前別件判決で除去されており、原告はいうまでもなく前処分に従って改善する理由はなく、また同法第

- 40 条第 1 項後段の違反を構成しない。
2. 次に被告及び補助参加人は被告がすでに前別件判決に対して再審請求を行っているが、前別件判決が確定によって既判力を有し、双方及び当裁判所がいずれも拘束を受けるという認定において妨げとはならない。また被告が前処分から原処分までの間に提出した具体的な改善基準について、原告は完全に遵守していないが、なお故意又は過失により期限までに改善せず規定に違反したと認めるには十分ではない。
- (1) 被告は前処分を下した後に、原告にいかにより具体的に改善すべきであり、それによっではじめて公平法第 20 条第 2 号に反しないものとなるかを説明する過程において、被告は原告が MG 制を採用することを禁じることなく、多面的な改善措置を選択できると説明しており、被告は本件の審理中に原告が改善する MG 制の制限ラインが「多数の新規参入又は広域的経営の業者が 1 年目に達成できる制限ラインにおいて MG を設定する」基準に適合できるのであれば、交易法第 20 条第 2 号の差別的待遇の問題を解消できると認められると述べているが、なぜ新規参入の施設者の 1 年目に達成できる放送地域における実際の視聴世帯数を MG 制の最低保証世帯数とするのかについて、被告はいかなる根拠又は資料等を提出しておらず、このような産業はその特殊性から前記の 1 年目の計算基準を適用する必要があることを認めることができ、さもないと新規参入の施設者が市場競争に参入し続けることが難しくなるという懸念があり、被告が前記基準を示した考慮と根拠が何なのかは不明である。
- (2) 既存の施設者は現在の経営業績が MG（最低保証世帯数）を超えているという事実状況は、新規参入の施設者も 1 年目に既存業者と同じ取引条件を当然ながら得ることを合理化するには不十分である。しかも被告が前処分を下した後に確実に知り得た資料を、原告が具体的に改善すべき基準としたことは、なお前処分で命じた改善の範囲内にあるかは疑うに値するもので、また、いかにしてこれによって原告が遵守していない、即ち前処分により期限付き改善の規定違反を構成するといえるのか。
- (3) 以上をまとめると、被告は前処分後かつ原処分前に、原告に対して前出の具体的な改善基準を示しているが、前述のとおり理由が不明であり、また前処分で命じた改善命令の範囲内にあると認定し難い等の疑義があることから、原告は完全に被告の前出基準に基づいて履行しなかったことが即ち故意又は過失により公平法第 40 条第 1 項後段の期限内に改善しなかったという違反を構成するとは認め難い。無論、前別件判決が前処分を取り消した既判力が再審の訴えにより変動するかは、原処分の合法性には前出の疑義がすでに存在しており、補助参加人が請求している前別件判決の再審請求が確定するまで本件訴訟を停止する必要はないことを示しておく。
- (四) 原告は、衛星廣播電視法（衛星ラジオ及びテレビ法）第 25 条第 2 項：「衛星チャンネル及び番組供給事業者並びに衛星放送チャンネル供給事業者を經營する海外衛星放送チャンネル及び番組供給事業者の支社又は代理店が、正当な理由なくケーブルラジオ及びテレビ施設經營者（ケーブルテレビ番組放送施設を含む）、直接衛星放送サービス事業者、又はその他の公衆の視聴に供する放送プラットフォーム事業者に対して差別的待遇を与えてはならない。」という規定を根拠として、被告には原処分を下す権限はなく、国家通信傳播委員会による処理を優先すべきであると主張している。ただしこの規定の規制対象は「衛星チャンネル及び番組供給事業者」であり、本件被告が行った原処分は原告が衛星チャンネル及び番組供給事業者の「代理店」という地位に基づくもので、前出規定の規制対象とは異なる。原告に対して直接に衛星廣播電視法第 25 条第 2 項規定を適用してもよいかについては疑問がある。まして前出規定は一律に差別的待遇を禁止しており、公平法第 20 条第 2 号のように「競争制限のおそれがある」という要件にはかかわらず、かつ公平法第 40 条第 1 項前段の規定では法定最高過料の金額がより大きく、被告が競争制限のおそれがあるかという考慮に基づき、公平法第 46 条前段規定：「事業者の競争に関する行為について、本法の規定を優先して適用する。」に基づいて、本件の争議は公平法を優先して適用し被告が原処分を下すべきであり、原告のこの部分の主張には理由がない。
- (五) 原処分にはすでに前出の誤りがあり、原告の取消し請求には理由があり、許可すべき

である。

五 関連条文

- (一) 公平交易法第 20 条第 2 号規定：「以下のいずれかに該当し、競争制限のおそれがあるとき、事業者はその行為を為してはならない。……二. 正当な理由なく、他の事業者に差別的待遇を与える行為。」
- (二) 公平交易法第 40 条第 1 項規定：「主務官庁は、第 9 条、第 15 条、第 19 条及び第 20 条の規定に違反する事業者に対し、期限を定めてその行為を停止・改善する又は必要な是正措置を講ずるよう命じ、並びに 10 万新台湾ドル以上 5000 万新台湾ドル以下の過料に処することができる。期限までにその行為が停止・改善されない、又は必要な是正措置が講じられないときは、期限を定めてその行為を停止・改善する又は必要な是正措置を講ずるよう命じ続けると共に、その行為が停止・改善される又は必要な是正措置を講じられるまで、毎回 20 万新台湾ドル以上 1 億新台湾ドル以下の過料に処することができる。」
- (三) 衛星廣播電視法（衛星ラジオ及びテレビ法）第 25 条第 2 項：「衛星チャンネル及び番組供給事業者並びに衛星放送チャンネル供給事業を經營する海外衛星放送チャンネル及び番組供給事業者の支社又は代理店が、正当な理由なくケーブルラジオ及びテレビ施設經營者（ケーブルテレビ番組放送施設を含む）、直接衛星放送サービス事業者、又はその他の公衆の視聴に供する放送プラットフォーム事業者に対して差別的待遇を与えてはならない。」
- (四) 公平交易法第 46 条規定：「事業者の競争に関する行為について、本法の規定を優先して適用する。但し、その他法律に別段の規定があり、且つ本法の立法趣旨に抵触しない場合は、この限りではない。」

TIPLO
Attorneys-at-Law

TIPLO
Attorneys-at-Law
Since 1965

台灣國際專利法律事務所

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2020 TIPLO, All Rights Reserved.